

政 法 第 7 4 7 号  
答 申 第 3 9 3 号  
平成26年6月23日

千葉県教育委員会  
委員長 金本 正武 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年2月22日付け教職第1301号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成24年1月10日付けで異議申立人から提起された、平成23年11月10日付け教職第1008号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成23年11月10日付け教職第1008号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 開示請求した内容は、限定して請求しているのであって、特定個人の情報も請求しているものではない。仮に当該行政文書に、他の情報と照合することで個人の識別をすることができる情報も含まれているのであれば、その箇所を塗りつぶして開示すれば済むことである。また、それによって開示された情報が個人の権利利益を害するおそれがないことはもとより当然である。
- (2) 第2次選考に合格する（採用候補者となる）ことについて、本当に年齢制限がなくなったかどうかは千葉県教育委員会がそれに関する資料を示していないために依然不明のままである。採用選考が公明正大に行われていることを示すためにも開示が必要であると考えらる。
- (3) 長年講師をしながら採用選考を受験し不合格とされている方は、一方で職務遂行能力が有るとして講師として任用されながら、他方では職務遂行能力がないとして教員採用選考で不合格になるという不合理な取扱いをされていることになる。したがって、そのような方が年齢による差別がされているのではないかという疑念を抱くのも至極当然であり、情報開示による採用選考の透明性を高めるためにも本件の開示は必要なことである。
- (4) 個人が特定されるおそれのない情報も開示しないことは、2008年に発覚した大分県における教員採用選考をめぐる汚職事件のように、公平・公正な採用選考が行われているのかという疑念を県民の中に広げることにもなりかねず、本県の教育にとっても決して良いことではない。大分以後、文科省は「採用選考の透明性の確保や不正防止の取組」について通知し、毎年調査を実施している。本県は全面開示、公表となっているが、実態としては部分開示、非公表（論文、面接、模擬授業、校長

推薦等々) になっている。愛知県が自己情報開示請求によって、1次試験及び2次試験、総合成績ランク、答案用紙、面接及び集団討議の所見なども含めて全面開示していることを考えると千葉県は大きく遅れている。このような不透明さを多分に残したままでは、「大分と同じようなことが千葉でも」という疑念を消すことはできない。

- (5) 有意な情報であるか否かを判断するのは県教育委員会ではない。したがって、その判断に基づいて「全部を不開示とした」ことは不当である。
- (6) 待機時間等は15分程度であり、その間に自由に立ち歩き、40名もの受験番号と氏名のリストをつくることは困難である。また、そのような行動は、極めて不自然であり、他の受験者からの不信を招く。試験実施者として県教育委員会がかかる受験の目的まで疑われる行動を、自由に認めているとすれば大きな問題である。

多くの臨時的任用者がこの職員録に掲載されていない。このような不備のある職員録を購入して、照合し個人を特定することは不可能である。

名簿作成、照合ができなければ2次選考合格者の受験番号がインターネットに公表されても、個人の特定はできない。

- (7) 個人が特定されない情報は、合否や点数が人に知られたくないと望む情報であるとは言えない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

#### 1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成23年10月19日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「平成24年度採用(H23年度実施)教員採用選考における以下の資料・第2次選考合格者の、校種・教科・科目別の年齢がわかるもの・第2次選考不合格者の、校種・教科・科目別・総合評価によるランク別(3ランク)の年齢がわかるもの」とする開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

#### 2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を次に掲げる行政文書(以下「本件対象文書」という。)と特定し、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

- (1) 平成24年度教員採用候補者選考1次成績(以下「本件対象文書1」という。)

(2) 平成24年度教員採用候補者選考2次成績（以下「本件対象文書2」という。）

### 3 対象行政文書について

本件対象文書は、いずれも平成24年度の教員採用選考を受験した者の成績表であり、平成24年11月10日付けで不開示決定を行った。

本件対象文書は、千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)第28条第1項の規定により、第1次選考の不合格者に対しては、第1次選考の成績の総合評価による区分（3ランク表示）と教職教養及び専門教科試験の得点を、第2次選考の不合格者に対しては、第2次選考の成績の総合評価による区分（3ランク表示）と第1次選考の教職教養及び専門教科試験の得点を、第2次選考合格者に対しては、第1次選考の教職教養及び専門教科試験の得点をそれぞれ口頭により開示するための文書である。

本件対象文書のうち1次成績表には受験番号、受験区分名、受験教科、氏名、生年月日、年齢、1次成績における専門点数及び教職教養点数が記録されており、第2次選考を合格した者が掲載されている。2次成績表には1次成績表の項目に加え2次成績ランクが記録されており、第2次選考不合格者が掲載されている。

受験番号、氏名、生年月日、年齢、1次成績における専門点数及び教職教養点数、2次成績ランクを不開示としたものであるがこれらの部分を除いた部分には有意な情報が記録されていないと認められたため全部を不開示としたものである。

### 4 本件対象文書のうち不開示とした部分についての理由

#### (1) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 本件対象文書に記載された情報のうち、氏名、生年月日は特定個人が識別される情報であることは明らかである。

イ 本件対象文書に記載された受験番号及び年齢は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるから、特定の個人を識別できる情報であると言える。

以下具体的に示す。

教員採用候補者選考は、第1次選考と第2次選考があり、同じ受験区分（一般選考、大学推薦特例、英語科志願者の特例、他県現職特例、元教諭特例、本県現職実習助手特例、特別臨時的任用講師特例、講師等特例、養護教諭特別選考、看護科教諭特別選考等の区分）・校種（小学校、中学校、中高共通、高等学校、特別支援学校）・教科（技術、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、農業土木、食品製造、園芸、電気、機械、商業、書道、福祉、情報、水産等）

ごとに行われ、受験者は受験番号順に指定された座席に座る。第2次選考では試験室とは別室の控室において受験票を机の上に置き、実技、面接等の選考の方法ごとに自分の番になるまで待機するが、その間受験者は比較的自由に控室の中を立ち歩くことができ、他の受験者の受験票を見ることもできる。また、1つの控室は40名程度なので控室にいる全員の受験番号と氏名のリストを作ることは容易に行える。

特に講師の場合は、受験番号に一定の違いがあり、受験番号によって講師である者と講師でない者とを区別でき、また講師だけのグループで選考を行っている教科があるため講師だけの受験者リストを作成することも容易である。

このような中で、受験区分名、受験教科、年齢が公開されると、受験区分、受験教科によっては受験者数が少ないために、公開されたある受験区分のある教科の特定の年齢の者が1人しかいない場合、その者の年齢を職員録（学校名、教科、氏名、年齢、講師であることの記号としての（臨）の表示等が掲載されている。ただし、全員について全ての項目が掲載されているわけではない。この職員録については、教育関係者であれば誰でも購入できる。）に掲載された学校名、教科、年齢を照合することによってどの学校の誰であるか特定されるおそれがある。

例として、高校・商業のN歳合格者が誰であるかは、高校・商業の受験者がリストを作成し受験番号n番のAについて、職員録の中からB高校N歳のAであると推測することができるものである。

第2次選考合格者の受験番号はインターネットに公表されているため、合否を確認することができる。

なお、年齢については、受験票の年齢は試験実施年度の翌年度の4月1日現在であり、職員録の年齢は当該年度版の4月1日現在であるので、受験票の年齢は職員録の年齢よりも1つ大きくなっている。

ウ 教職教養点数の部分は、講師については免除されているものであり、この欄が空欄であれば講師であることが判明する。また、2次成績ランクに表示（Ⅰ、Ⅱ、ⅢがありⅠが成績上位でⅢが下位。）があれば2次選考不合格者であることが判明する。

なお、1次成績における専門点数及び教職教養点数、2次成績ランクは一般に他人に知られたくないと望む情報である。

(2) 条例第8条第2号ただし書の該当性について

ア ただし書イの該当性について

本件対象文書に係る情報は、法令等の規定により又は慣行として公

にされ又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

イ ただし書ロ及びニの該当性について

本件対象文書に係る情報は、条例第8条第2号ただし書ロ及びニに該当するものではないことは明らかである。

ウ ただし書ハの該当性について

本件対象文書に係る職員の情報は、教員採用選考試験の成績に係る情報であり、これらの情報は職務遂行の内容に係る情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

#### 5 異議申立ての理由について

異議申立人は、請求内容は教員採用選考における年齢がわかるもの限定して請求しているのであって、特定個人の情報を請求しているものではないと主張する。

しかし、対象となる行政文書は特定した文書のみであり、異議申立人が求めるような個人情報を含む資料は作成・取得・保存をしていない。

また異議申立人は、教員採用候補者選考において教職経験者特例の受験年齢制限が本当になくなったかどうかを示す資料が示されておらず、採用選考が公明正大に行われていることを示すために開示が必要であると主張するとともに、長年講師をしながら採用選考を受験し不合格とされている方が抱く年齢による差別の疑念に対して情報開示が必要であると主張する。

しかし、講師経験者などの教職経験者特例の受験年齢資格は、異議申立人の言うとおりの「60歳未満」であり60歳未満であれば年齢制限はしていない。

さらに異議申立人は、愛知県は自己情報開示請求によって、1次試験及び2次試験、総合成績ランク、答案用紙、面接及び集団討議の所見なども含めて全面開示していることを考えると千葉県は大きく遅れていると主張する。

しかし、異議申立人が例に出しているのは自己情報開示請求であり、情報公開条例による開示とはそもそも異なるもので、異議申立人は自己情報開示請求と情報公開請求を混同しているに過ぎない。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、上記第3 1及び2のとおりである。

## 2 本件対象文書について

- (1) 千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定により、実施機関が口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めるとされている。

また、当該個人情報を定めたときは、千葉県教育委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成5年千葉県教育委員会規則第13号）第20条の規定により、告示するものとしてされており、実施機関は、公立学校教員採用候補者選考の第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点並びに第1次選考及び第2次選考の総合ランクを千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報として告示している（平成17年千葉県教育委員会告示第4号）。

そして、本件対象文書は、平成24年度公立学校教員採用候補者選考（以下「本件選考」という。）の第2次選考を受験した者の当該個人情報について、千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定による口頭による開示請求に応じるために作成された行政文書である。

- (2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該告示に規定する口頭による開示請求を行うことができる個人情報の項目における開示する内容として、本件対象文書1には第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点、本件対象文書2にはこれらの得点に加えて第2次選考の総合ランクが記録されている。また、上記第3 3で実施機関が説明するとおり、本件対象文書には受験番号、受験区分名、受験教科、氏名、生年月日及び年齢が記録されている。これらの項目は、表形式で受験番号順に記録されている。そして、本件決定は本件対象文書をすべて不開示としたものである。

## 3 条例第8条第2号該当性について

- (1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件対象文書は、本件選考の第2次選考を受験した者の氏名が得点等とともに記録され、文書の全体として受験した者の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号本文に該当すると認められる。

- (2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

本件選考の第2次選考の結果は、本件選考の実施要項「8 選考結果の通知」により、実施機関のホームページ上に合格した者の受験番号を掲載し、インターネット上で公表することとされ、実際上記第3 4(1)

イのとおり公表されている。

しかし、本件対象文書に記録された情報のうち受験番号を除く情報を、受験番号とともに公にすることについては、これを認める法令等の規定も慣行も存在しない。

したがって、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当する事情も認められない。

#### 4 条例第9条第2項の部分開示の可否について

- (1) 開示請求に係る対象文書に条例第8条第2号の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合には、条例第9条第2項の規定により、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分(以下「個人識別部分」という。)を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、個人識別部分を除いて開示することとされている。

本件対象文書には第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点並びに第2次選考の総合ランクが記録されており、これらの情報は受験した者の知識、能力等に直接関わるものであることから、本件対象文書は秘匿すべき必要性が高い性質を有するものと考えられる。この点を踏まえて部分開示の可否を次のとおり検討する。

- (2) 本件対象文書に記録されている情報のうち、氏名、生年月日及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められるため、部分開示の対象とすることはできず、不開示としたことは妥当である。
- (3) 本件対象文書に記録されている情報のうち、上記(2)の情報を除く不開示としたもの(受験番号、受験区分名、受験教科、第1次選考の教職教養試験の得点、専門教科試験の得点及び第2次選考の総合ランク)は、一般に個人識別部分ではない。

しかし、これらの情報は、表形式で受験番号順に記録されており、受験した者の同僚等の関係者にあつては、個人を特定することができることから、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するものと認められる。

- (4) したがって、上記(3)の情報は、これを公にしても受験した者の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできないので、条例第9条第2項により部分開示を行うことはできず、不開示としたことは妥当である。
- (5) また、本件対象文書に記録されている情報のうち、上記(2)から(4)までを除く部分、つまり、表形式の様式の部分は、上記第3-3で実施機関の説明により明らかにされていることから、有意な情報とは言えない



ため、部分開示の対象とすることはできず、不開示としたことは妥当である。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成24年 2月23日	諮問書の受理
平成24年 3月26日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 4月26日	異議申立人の意見書の受理
平成26年 3月25日	審議
平成26年 4月22日	審議
平成26年 5月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順：平成26年5月27日現在)